

イオンクロマトグラフ
デュアルシステムの購入

仕 様 書

1. 件名

イオンクロマトグラフ デュアルシステムの購入

2. 目的

本装置は、被ばく評価に関連して実施する環境モニタリングの一環として、環境水中の各種イオン濃度を測定するために必要な装置である。本装置によって被ばく評価に関連する放射性物質濃度に影響を与えるイオンを測定することができる。

3. 購入品仕様（相当品可）

1) イオンクロマトグラフ デュアルシステム

株式会社島津製作所社製

- ・システムコントローラ CBM-40 (228-65502-58) : 1 式
- ・送液ユニット LC-40i (228-65013-58) : 2 式
- ・脱気ユニット DGU-403 (228-65018-58) : 1 式
- ・オートサンプラー SIL-10Ai (228-65114-58) : 1 式
- ・カラムオープン CTO-40C (228-65202-58) : 1 式
- ・電気伝導度検出器 CDD-10AVP (228-65310-58) : 1 式
- ・UV-VIS検出器 SPD-40 (228-65312-58) : 1 式
- ・陰イオン分析用サプレッサ ICDS-40A, スタートアップキット (228-74020-41) : 1 式
- ・デュアルキットNS (228-41302-91) : 1 式
- ・流路切替バルブ FCV-12AH (228-65612-58) : 1 式

2) 付属品

株式会社島津製作所社製

- ・リザーバトレイ (228-65508-58) : 1 個
- ・ポンプシール自動洗浄キット, LC-40i (228-56201-43) : 2 組
- ・ビン, 250ml (228-74372) : 2 本
- ・カラムクランプ B8 (228-15617-42) : 4 組
- ・オプションボックス (S) VP (228-65512-57) : 1 式
- ・オプションボックス S用サプレッサCDS-40A設置プレート (228-74090-41) : 1 式
- ・ICDS-40用廃液配管カバー (228-68372-41) : 1 個
- ・LabSolutions LCGC, DB LCアップグレード (223-19260-91) : 1 式
- ・データ処理用ノート型PC : 1 式
- ・サービスコンセントBOX (228-65524-58) : 1 式
- ・電源コードセットUC-975-N01 長さ2.5m (071-60821-08) : 7 本

3) 消耗品

株式会社島津製作所社製

- ・ SPD-40用イナートフローセル (228-64728-42) : 1 式
- ・ HPLCカラム, Shim-pack IC-C4 (228-41616-91) : 1 個
- ・ IC-GC4ガードカラム (228-59900-91) : 1 個
- ・ HPLCカラム, Shim-pack IC-SA2 (228-38983-91) : 1 個
- ・ HPLCカラム, Shim-pack IC-SA2(G) (228-38983-92) : 1 個

4. 納期

令和7年12月26日(金)

5. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45-169

福島県環境創造センター 環境放射線センター2階測定室

(2) 納入条件

据付調整後渡し

(3) 提出書類

取扱説明書・・・ 1 式

その他の書類(原子力機構と協議の上決定)・・・ 1 式

6. 検収条件

第5項に示す納入場所に納入後、員数検査、外観検査、動作検査及び提出書類の合格をもって検収とする。

7. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

8. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

9. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構内施設へ購入品を設置する際に異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。
- (2) 搬入、据付等により発生する残材等は受注者の責任において処分すること。
- (3) 搬入、据付等は原子力機構及び受注者双方立会いのもと行うこと。
- (4) 搬入、据付等に必要な工具類は、受注者が用意すること。

以 上